

船橋市介護職員初任者研修等費用助成事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第22条の23第1項に規定する介護職員初任者研修課程の研修（以下「初任者研修」という。）又は社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第40条第2項第5号に規定する研修（社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和62年厚生省令第49号）第21条第1項第3号に規定する知識及び技能の修得を含む。以下「実務者研修」という。）を修了し、かつ、市内の介護保険サービス事業所に就業する者に対し、船橋市介護職員初任者研修等費用助成事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、本市における介護保険サービスに係る雇用確保及び従業者の資質の向上並びに介護保険サービスの安定供給に資することを目的とする。

(介護保険サービス事業所)

第2条 前条に規定する介護保険サービス事業所は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第8条及び第8条の2に規定する事業（ただし、「訪問看護」、「訪問リハビリテーション」、「居宅療養管理指導」、「福祉用具貸与」、「特定福祉用具販売」、「居宅介護支援」、「介護予防訪問看護」、「介護予防訪問リハビリテーション」、「介護予防居宅療養管理指導」、「介護予防福祉用具貸与」、「介護予防特定福祉用具販売」及び「介護予防支援」を除く。）を提供し、又は施設を運営するもののうち市内に所在する事業所をいう。

(交付の要件等)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。ただし、第4号に掲げる要件にあっては、市長が必要があると認める場合は、この限りでない。

- (1) 申請日において初任者研修又は実務者研修（以下「研修」という。）を修了しており、かつ、その修了日が、申請日の属する年度の前年度の4月1日以降であること。
- (2) 介護職員として、前条に掲げる介護保険サービス事業のいずれかを行う船橋市内の事業所（市長が特段の事情があると認める場合を除き、同一の事業所に

限る。)に、研修の修了日以降3か月以上継続して就業し、かつ、申請日においても就業していること。

(3) 就業先である介護保険サービス事業所の運営法人等に直接雇用されていること。

(4) 船橋市市税条例(昭和29年条例第30号)に規定する市税に滞納がないこと。

2 前項の規定にかかわらず、研修の受講に係る経費について他の公的な制度による助成(本事業による補助を含む。)を受けている場合は、補助金の交付を受けることができない。

(補助金交付対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費(以下「対象経費」という。)は、研修に係る受講料及び教材費(以下「受講料等」という。)とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、対象経費(次条第1項第2号に規定する養成研修事業者等又は就業先である介護保険サービス事業所の運営法人等から当該経費について助成等を受け、又は受ける予定である場合には、受講料等から当該助成等に係る額を控除した後の経費)のうち市長が必要があると認めるものについて、予算の範囲内において、次の各号に掲げる区分に応じ、1人につき当該各号に定める額を限度とする。

(1) 初任者研修 100,000円

(2) 実務者研修 150,000円

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、別に定める期間内に船橋市介護職員初任者研修等費用助成事業補助金交付申請書(兼申立書及び個人情報利用に係る同意書)(第1号様式)に次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

(1) 介護保険法施行令(平成10年政令第412号)第3条第1項第2号に規定する介護員養成研修事業者(以下「介護員養成研修事業者」という。)又は社会福祉士及び介護福祉士法第40条第2項第5項に規定する文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校若しくは都道府県知事の指定した養成施設(以下「実務者養成施設」という。)が発行する第4条に規定する経費の領収書の

写し

- (2) 前号の規定にかかわらず、補助金の交付を受けようとする者が介護員養成研修事業者又は実務者養成施設（以下「養成研修事業者等」という。）に対し、クレジットカード会社を介して第4条に規定する経費を支払う契約を締結した場合は、養成研修事業者等が発行するクレジットカード契約証明書の写し
- (3) 養成研修事業者等が発行する修了証明書の写し
- (4) 介護保険サービス事業所が発行する就業証明書（発行された日から起算して14日以内のものに限る。）
- (5) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定による申請について変更が生じた場合は、遅滞なく市長に届け出なければならない。

（交付決定の通知）

第7条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適正と認めたときは、予算の範囲内において補助金の交付決定をし、その旨を船橋市介護職員初任者研修等費用助成事業補助金承諾（不承諾）決定通知書（第2号様式）により、当該申請をした者に通知するものとする。

（交付申請の取下げ）

第8条 第6条第1項の規定による申請をした者は、前条の規定による通知を受けた場合において、当該申請を取り下げようとするときは、速やかにその理由を付して市長に届け出なければならない。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付決定はなかったものとみなす。

（支給決定の取消等）

第9条 市長は、補助金を交付する旨の決定を受け、又は補助金の支給を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金を交付する旨の決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部に相当する額を返還させるものとする。

- (1) 偽りその他不正の手段により、補助金を支給する旨の決定を受けたとき。
- (2) その他補助金の交付決定の内容及びこれに附した条件に違反したとき又は市長の指示に従わなかったとき。

（交付時期）

第10条 補助金は、第7条に規定する額の決定後に交付する。

(雑則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

(船橋市介護従事者支援事業補助金交付要綱の廃止)

2 船橋市介護従事者支援事業補助金交付要綱は廃止する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成23年4月14日から施行する。

(領収書及びクレジット契約証明書に記載する事項)

2 第6条第1項第2号に規定する領収書及び同項第3号に規定するクレジット契約証明書には次の事項を記載することとする。

ア 介護員養成研修事業者の名称

イ ヘルパー2級研修の受講に要した経費であること

ウ ヘルパー2級研修にかかる教材の取得に要した経費であること

エ ヘルパー2級研修を受講する者(支払者)の氏名

オ 領収額(又はクレジット領収額)

カ 領収額の内訳

キ 領収日(又はクレジット契約日)

ク 分割によりクレジット契約を締結した場合は支払い回数

ケ 領収印

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

(住民基本台帳法の改正に伴う読み換え)

2 第3条第1項第2号中「住民基本台帳に記録され、又は外国人登録原票に登録されていること。」の規定は、平成24年7月1日以降「住民基本台帳に記録されていること。」と読み替えることとする。

3 第6条第1項第1号は平成24年7月1日以降「住民票の写し」と読み替え

ることとする。

(交付要件の特例)

- 4 当分の間、第3条第1項第3号の規定に拘わらず、第6条に規定する交付申請時に介護保険サービス事業所に就業している者の当該申請を認めることとし、当該申請に係る詳細は別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

(領収書及びクレジット契約証明書に記載する事項)

- 2 第6条第1項第2号に規定する領収書及び同項第3号に規定するクレジット契約証明書には次の事項を記載することに改める。

ア 介護員養成研修事業者の名称

イ 初任者研修の受講に要した経費であること

ウ 初任者研修にかかる教材の取得に要した経費であること

エ 初任者研修を受講する者（支払者）の氏名

オ 領収額（又はクレジット領収額）

カ 領収額の内訳

キ 領収日（又はクレジット契約日）

ク 分割によりクレジット契約を締結した場合は支払い回数

ケ 領収印

(経過措置)

- 3 施行の際、すでに訪問介護に関する2級課程を受講中で、施行後に当該研修課程を修了した者については、すべて初任者研修課程の修了者とみなす。なお、訪問介護に関する2級課程の領収書をもって申請を行う場合についても、初任者研修課程の領収書とみなすこととする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

(領収書及びクレジット契約証明書に記載する事項)

2 第6条第1項第1号に規定する領収書及び同項第2号に規定するクレジット契約証明書には次の事項を記載することに改める。

ア 養成研修事業者等の名称

イ 研修の受講に要した経費であること

ウ 研修にかかる教材の取得に要した経費であること

エ 研修を受講する者(支払者)の氏名

オ 領収額(又はクレジット領収額)

カ 領収額の内訳

キ 領収日(又はクレジット契約日)

ク 分割によりクレジット契約を締結した場合は支払い回数

ケ 領収印

(経過措置)

3 改正後の船橋市介護職員初任者研修等費用助成事業補助金交付要綱の規定中実務者研修に係る部分は、平成29年4月1日以後に支払われた対象経費に係る補助金の交付について適用する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年4月24日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

第1号様式

船橋市介護職員初任者研修等費用助成事業補助金交付申請書
(兼申立書及び個人情報の利用に係る同意書)

年 月 日

船橋市長 あて

船橋市介護職員初任者研修等費用助成事業補助金の交付を受けたいので、船橋市介護職員初任者研修等費用助成事業補助金交付要綱第6条第1項の規定により、次のとおり申請します。

| | | | | | | | |
|--------------------------|--|-----------|-----------|-------|--|--|--|
| 申請者 | フリガナ 氏 名 | 印 | | | | | |
| | 生年月日 | 明・大・昭・平 | | 年 月 日 | | | |
| | 住所 | (郵便番号 -) | | | | | |
| | 電話番号 | - | | - | | | |
| | メールアドレス | | | | | | |
| 申立及び 個人情報の利用に係る 同意 | 補助金の交付申請にあたり、以下の事項について申し立てます。また、個人情報の利用について同意します。 ・本申請の対象となる研修の受講に係る経費について、本申請において申告するものの他、いかなる助成(本事業による補助を含む。)も受けておらず、また受ける予定でないことを申し立てます。 ・市役所内他課、養成研修事業者等、介護保険サービス事業者又はハローワーク等の他機関に対し費用の助成に係る確認を行う際に、個人情報を利用することについて同意します。 氏 名 _____ | | | | | | |
| 研修の種類 (該当するものに○) | (1) 介護職員初任者研修 | | (2) 実務者研修 | | | | |
| 研修の修了日 | 年 月 日 | | | | | | |
| 養成研修事業者等名称 | | | | | | | |
| 補助対象経費(※) | 円 | | | | | | |
| 交付申請額 | 円 | | | | | | |

※補助対象経費について、養成研修事業者等又は就業先である介護保険サービス事業所の運営法人等から助成等を受け、又は受ける予定の場合には、補助対象経費の合計から当該助成等に係る額を控除した額を記載し、当該助成等を受け、又は受ける予定であることが確認できる書類を添付すること。

| | | | | | | | | | | | | | |
|-------------|--------------------|--------------|--|--|--|--|-----------------|--|--|--|--|--|--|
| 口座振込 依頼欄 | 銀行 信用組合 信用金庫 農協 | | | | | | 本店 支店 出張所 | | | | | | |
| | 金融機関コード | | | | | | 支店コード | | | | | | |
| | 口座種別 | 普通 当座 その他() | | | | | 口座番号 | | | | | | |
| | 口座名義人 | フリガナ 氏名 | | | | | | | | | | | |

| | | | | | |
|--------|-----|-----|-------|---------|-------|
| 記市入職欄員 | 受付者 | 領収書 | 修了証明書 | 市税納付確認書 | 就業証明書 |
| | | | | | |

第 2 号様式

船橋市介護職員初任者研修等費用助成事業補助金承諾(不承諾)決定通知書

第 号
年 月 日

様

船橋市長

先に申請のありました船橋市介護職員初任者研修等費用助成事業補助金の交付について、船橋市介護職員初任者研修等費用助成事業補助金交付要綱第 7 条の規定により、次のとおり通知します。

| | |
|----------|-------------------------|
| 研修の種類 | (1) 介護職員初任者研修 (2) 実務者研修 |
| 交付の諾否 | |
| 否の場合の理由 | |
| 交付申請額 | |
| 補助金交付決定額 | |
| 支払予定日 | 年 月 日 |
| その他 | |

船橋市介護職員初任者研修等費用助成事業補助金交付要綱第 9 条の規定により、以下の場合はこの通知による交付の決定を取り消し、既に交付した補助金がある場合はその全部若しくは一部の返還を命じます。また、申請内容に変更が生じた場合は遅滞なく市長に対し届け出ること。

- (1) 偽りその他不正の手段により、補助金を支給する旨の決定を受けたとき。
- (2) その他補助金の交付決定の内容及びこれに附した条件に違反したとき又は市長の指示に従わなかったとき。